

「山梨の文化的テロワール（山梨らしさ）」整理・可視化業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和7年9月16日

山梨県立美術館副館長 和光 達夫

1 業務の目的

山梨県の自然や風土、歴史、人々の暮らしや営み、そこから育まれた産業や文化など、多様な地域資源を「文化的テロワール」として体系的に整理・可視化することで、本県が生み出す独自の価値を再構成し、「山梨らしさ」を具体的なかたちとして表現し、県民が共有することを目的とする。

2 業務の内容

（1）名称

「山梨の文化的テロワール（山梨らしさ）」整理・可視化業務委託

（2）委託内容

別添「「山梨の文化的テロワール（山梨らしさ）」整理・可視化業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（3）予算上限額

業務委託料 4,399,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

（4）契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| （1）募集開始 | 令和7年9月16日（火） |
| （2）企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和7年9月24日（水）午後5時 |
| （3）質問票提出期限 | 令和7年9月24日（水）午後5時 |
| （4）初期案の閲覧期限 | 令和7年9月24日（水）午後5時 |
| （5）参加資格審査結果通知 | 令和7年9月25日（木）以降 |
| （6）企画提案書提出期限 | 令和7年10月15日（水）正午 |

- (7) 企画提案審査 書面審査（プレゼンテーションなし）
(8) 審査結果通知 令和7年10月21日（火）以降
※メール及び文書にて通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「（2）企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないことと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- カ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- キ 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
- イ 会社概要等整理表（様式2）
既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ウ 誓約書・役員名簿（様式3-1・3-2）
- エ 商業・法人登記簿謄本（写し可）
- オ 直近の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- カ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、3 企画提案に係る日程に記載のとおり。

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

山梨デザインセンター（山梨県立美術館デザイン課）

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 防災新館2階
- ・電話番号 055-223-1796（直通）
- ・メールアドレス ydc@pref.yamanashi.lg.jp

（5）企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参、郵便又は電子メールによるものとし、上記期限までに必着のこと。
持参以外の方法で提出した場合は、到着したことを本要項「12問い合わせ先」に電話で確認すること。

なお、持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00とする。

5 企画提案に係るスケジュール

（1）質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

[山梨デザインセンター]

メールアドレス ydc@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和7年9月16日（火）から9月24日（水）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年9月25日（木）以降に山梨県観光文化・スポーツ部美術館のホームページで公開する。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

（2）企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書

- ・様式は任意とする
- ・仕様書及び審査基準に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。

② 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ・見積額は2（3）の予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

イ 提出部数及び提出方法

書面により 5 (2) ア①③を正本 7 部、5 (2) ア②を正本 1 部提出する。

提出は、持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項「12問い合わせ先」へ電話で確認すること。

ウ 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 5 日 (水) 正午必着

エ 提出先

山梨デザインセンター (山梨県立美術館デザイン課)

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 山梨県庁防災新館 2 階
- ・電話番号 055-223- 1796 (直通)
- ・メールアドレス ydc@pref. yamanashi. lg. jp

6 初期案の閲覧について

初期案は山梨デザインセンター (甲府市丸の内一丁目 6 - 1 山梨県庁防災新館 2 階) において上記期限まで閲覧可能とする。

閲覧を希望する場合は、事前に山梨デザインセンターへ電話にて連絡すること。

7 審査について

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、「山梨の文化的テロワール (山梨らしさ)」整理・可視化業務委託事業者選定審査会 (以下、「審査会」という。) が行う。
- ② 審査は書面で行い、プレゼンテーション・ヒアリングは実施しない。

(2) 審査結果

- ① 審査結果は企画提案者全員に通知する。
- ② その他
 - ・ 総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としなかったことがある。
 - ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 事業者選定審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関

し援助を求めたとき。

(6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。

- ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
- ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

(7) 2件以上の企画提案をしたとき。

9 契約

(1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に県に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除する。

(3) その他

ア 仕様書は企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

イ 採択決定後から委託契約締結までの間に、山梨県との協議を経て、業務内容、業務規模、金額等に変更が生じる可能性がある。

10 その他

- ・企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、メールにより不参加の旨を連絡すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。
- ・提出書類の内容及び審査の結果により、本業務の契約書、仕様書に反映する場合がある。

11 問い合わせ先

山梨デザインセンター（山梨県立美術館デザイン課）

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 防災新館2階
- ・電話番号 055-223-1796（直通）
- ・メールアドレス ydc@pref.yamanashi.lg.jp